



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
4月20日
号外(2)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査結果の公表公告..... 1

監査委員公告

監査結果の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、令和3年2月19日に提出のあった住民監査請求に係る監査を行い、その結果を令和3年4月13日付けで請求人に対し通知したので、これを公表する。

令和3年4月20日

滋賀県監査委員	有	村	國	俊
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	藤	本	武	司

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(i) 請求の要旨(原文のまま)

請求人等は2019年7月12日付けで一般財団法人滋賀県青年会館等につき滋賀県職員措置請求を行った。その時点では同青年会館と県との土地使用については1年の使用期限であった。その後以下の使用許可がなされたので改めて滋賀県職員措置請求を行うことが必要となった。この新たな請求の要旨は2019年の同措置請求(一般財団法人滋賀県青年会館部分)を踏襲する。(事実証明書1)

滋賀県知事は一般財団法人滋賀県青年会館にたいし令和2年(2020年)3月17日付け滋賀県公有財産使用を許可し使用料を令和2年(2020年)度374,482円とし令和3年(2021年)度は561,724円とした。(事実証明書2)

しかし上記公有財産の使用料は前回の職員措置請求書で述べたとおり違法、不当に安く県に損害を与えており下記金額を滋賀県知事に対し賠償請求すべきである。

当該土地、大津市唐橋町291番地本来の土地使用料11,234,495円の内、同青年会館が県に提出した資料に基づき公益目的を10%とすると減額後は10,111,046円が正当な使用料であることから令和2年(2020)年度は9,736,564円の不足でありこの金額が損害賠償すべき金額となる。

また、令和3年(2021)度についても、9,549,322円の不足があることから、直ちに当該処分を取り消し、適正な使用料である10,111,046円をちょうしゅうすべきである。

違法、不当の理由は以下の通りである。(2019年度同措置請求と重複あり)

1、令和2年度及び令和3年度公有財産使用料は減免基準①ーイを適用し95%減額とした。しかも緩和措置として95%減額分を3年間で初年度3分の1の金額、2年目(令和2年度)3分の2の金額、3年目(令和3年度)5%としている。

ところが減免基準①ーイ「県の施策の補完、代行する事務・事業の用に供する場合の収益事業をしている場合」は95%以下の減免となっている。同青年会館はホテル、宿泊業を主に営業しており当該職員、スタッフとも県の施策、代行をするような青少年の育成等に関する業務、経歴、資格を有しておらずシフト体制を取っていない。単に同青年会館内の一部屋に県青連事務局を置いているだけであり、本来の県の施策の補完代行の事務・事業を実行しているのはこの県青連であると推認できる。従ってホテル、宿泊業を主にしている同青年会館に対して上記の減免基準を適用すべきではない。このためこのたびの県の措置は違法、不当な

減額である。

2、同青年会館は同会館が滋賀県の青年活動の拠点であるとしているが現在ではその目的は達成されておらず、この会館を利用する青年団体の大半が県外青年でしかも「拠点」というよりも営業活動の結果利用されているに過ぎない。又同会館の一室を県青連事務室に提供しているようであるがその事務室を使用している県青連メンバーは年度によって異なるが4名から7名の範囲であることから県内青少年活動の拠点であるというのは過大であると言わざるを得ない。よって減免基準①ーイに該当しないことは明白であり違法不当な減額である。

以上の理由から一般財団法人滋賀県青年会館に対する公有財産使用許可の減額基準は誤っており公益目的の10%減額が適正である。

よって監査委員は、知事に対して、いまだ発生していない令和3年(2021年)度分の使用料減額処分を取り消し、10%減免としたうえで一般財団法人滋賀県青年会館から適正な使用料を徴収し、既に支払いが発生している令和2年(2021年)度分については、当該違法な処分をした滋賀県知事に既に支払われた使用料と適正な使用料との差額分の損害を賠償させるなどの適切な勧告を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を求める。

(2) 事実証明書

ア 事実証明書1

滋賀県職員措置請求書(2019年7月12日請求)および当該請求書に係る事実証明書 一式

イ 事実証明書2

使用許可書(令和2年3月17日付け滋賀県指令自第37号)の写し

2 請求者

蒲生郡日野町 浅井 秀明
大津市 池田 進
大津市 織田 範夫
外1名

3 請求のあった日

令和3年2月19日

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和3年3月3日に請求の受理を決定した。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査

1 請求人の証拠の提出および陳述

法第242条第7項に規定する陳述については、請求人からこれを行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。また、同項に規定する証拠の提出について機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなかった。

2 関係職員等の陳述

法第242条第8項に規定する関係職員等の陳述については、請求人の陳述を実施する場合、原則として同日に実施するものとしているが、本件請求については請求人の陳述を実施しなかったことから、実施しなかった。

3 監査の実施

(1) 監査の実施

職員措置請求書の内容より、監査対象機関を、総務部財政課、琵琶湖環境部自然環境保全課および健康医療福祉部子ども・青少年局とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

(2) 監査の対象について

行政財産の目的外使用許可(以下「使用許可」という。)を受けてする行政財産の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)の減免について、滋賀県(以下「県」という。)の、一般財団法人滋賀県青年会館(以下「(一財)青年会館」という。)に対する、瀬田川中之島地区重要景観地の使用許可(令和2年3月17日付け滋賀県指令自第37号。以下「本件使用許可」という。)に係る使用料(以下「本件使用料」という。)の減免は、違法または不当であるか否かを監査の対象とした。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

請求人は、職員措置請求書によると、次のとおり違法性があると主張していると解した。

県は、本件使用許可について、滋賀県青年会館の敷地として、使用を許可しているが、(一財)青年会館は主としてホテル、宿泊業を営業しており、また、滋賀県青年会館の利用状況からして青年活動の拠点という目的は達成されておらず、行政財産使用料減免基準(平成23年4月1日滋財第2090号総務部長通知。以下「減免基準」という。)に該当しない。仮に減免するとしても、(一財)青年会館の公益事業相当分である10%の減額が適正である。

以上のことから、請求人は、県が、知事に対し本件使用料のうち令和2年度分の既に支払われた使用料と適正な使用料との差額分の損害賠償を請求すること、および、令和3年度分の使用料減額処分を取り消し適正な使用料を徴収することを求めている。

本件請求における違法性についての請求人の主張は、請求人が、職員措置請求書において「2019年の同措置請求(一般財団法人滋賀県青年会館部分)を踏襲する」としているとおおり、令和元年7月12日付けで提出された住民監査請求と同一内容と認められる。その監査結果については、令和元年9月13日付け滋賀県公報において、「違法性または不当性は認められないため、請求に理由がないものとして、棄却する」として公表したところであるが、同請求においては令和元年度分の使用料の減免を、本件請求においては令和2年度分および令和3年度分の使用料の減免を、それぞれ監査の対象としており、対象となる行為が異なるため、改めて監査を行い、以下、これらについて判断する。

2 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査を実施したところ、以下のとおりであった。

(1) 使用許可の制度の概要

ア 関係法令および手続

行政財産については、法第238条の4第7項で、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定され、滋賀県公有財産事務規則(昭和40年滋賀県規則第1号)で、許可手続等について規定されている。

また、法第238条の4第7項でいう「その用途又は目的を妨げない限度」における使用の許可の範囲を判断する基準として、行政財産の使用を許可する場合の取扱の基準(平成2年3月5日滋財第5056号総務部長通知。以下「許可基準」という。)が定められている。

使用許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書が提出された場合、許可基準により、公用または公共用に供するため使用させる場合や県の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的活動の用に供するため使用させる場合等に限ったうえで、将来的に行政財産の本来の用途または目的を妨げることがないかどうかを財産所管所属が判断し、使用許可を行うこととされている。

具体的な手続については使用許可事務処理要領が定められているほか、毎年度1月には、翌年度の4月1日の更新手続のため、財政課長が留意事項について通知を發出している。なお、この通知の中では、更新手続だけでなく、滋賀県公有財産事務規則で年1回行うこととされている使用許可の状況調査等についても言及されている。

(2) 使用料減免の制度の概要

ア 関係法令および手続

行政財産について法第238条の4第7項の規定に基づき使用許可を行ったときには、法第225条により使用料を徴収することができる旨規定されており、法第228条により、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと規定されている。

県では、滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号。以下「使用料条例」という。)に基づ

き使用料を徴収することとされ、使用料額の算定方法等が定められている。また、使用料条例第6条では、「知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と定められている。

この「特別の事情」に関する行政内部の判断基準として減免基準が定められており、使用許可を行う財産の所管所属が、減免基準に該当するかどうかの判断を行っている。減免基準では、減免対象者、減免の条件、減免する率等について規定されている。

実際の減免の決定手続は、使用許可を行う中で使用料も決定するため、使用許可を行うことができるかどうかの判断と併せて、財産所管所属で減免をすべきかどうかの判断を行い、財産に係る事務の総括を行う総務部長に合議が行われている。

イ 使用料の減免と公益性について

減免基準には、減免を行うことができる場合が限定列举されており、この中には、対象者が利益を得る目的で事業を行っていることを前提としているものや、公益性の有無とはまったく異なる観点から減免を認めているものもあり、減免基準で減免することができるとする場合は、必ずしも公益性を必要条件とされていない。

減免対象者についても、株式会社など営利企業を対象としているものもある。

ウ 減免基準の改正

平成30年度以前の減免基準では、公共的団体に対する減免を行うことができる場合について、「独立して経費負担の計算をすることが適当な場合を除く」とされており、その具体的な判断基準が示されておらず、また減免率は一律に100%とされていたが、平成29年度に監査委員が行った随時監査の意見を受けて、平成31年3月に、公共的団体の減免については、収益事業の実施の有無および許可財産上での事業の利益を判断基準として減免率を判断することとする改正が行われた。

この改正により、公共的団体が許可財産上で収益事業を実施する場合、減免率の上限を定め、使用料の負担を一定求めるとともに、減免率の上限までは、許可財産上での事業の利益に応じて5%刻みで減免率を設定することとされた。

また、施行日前からの使用許可を更新する案件について、この改正により、新たに使用料を徴収することとなった場合においては、次のとおりの使用料年額とする激変緩和措置が設けられている。

平成31年度 減免後使用料の額に1/3を乗じて得た額

令和2年度 減免後使用料の額に2/3を乗じて得た額

令和3年度 減免後使用料の額

(3) 本件使用料の減免で適用された減免の条件等について

ア 許可基準

「県の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的団体において、公共的活動の用に供するため使用させる場合」とされている。

イ 減免対象者

減免対象者は「他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体」とされ、「公共的団体」に該当するとされている。

減免基準に規定される「公共的団体」の要件は、法第157条にいう「公共的団体等」としており、平成23年2月1日付滋財第2023号総務部長通知において明確化されている。この定義の中で、「公共的団体」については、社団または財団であること(団体性)、非営利の組織であること(非営利性)、公共的活動を行うことを目的とすること(公共性)の3つの要件のすべてに該当する団体をいうものとされている。

ウ 減免の条件

減免の条件は「県の施策を補完・代行する事務・事業の用に供する場合」に該当する場合とされている。

この条件に該当するかどうかの判断にあっては、当該財産上で実施する事業が県の施策を補完・代行する事務・事業であることが必要となる。県の事務・事業は広範囲にわたることから、補完・代行する事業であるかどうかは財産所管所属のみで判断するのではなく、その団体が行う事業分野を所管する所属による副申を行うなどされている。

エ 減免する率

当該財産上で収益事業を行わない場合は減免率を100%とする一方、収益事業を実施している場合については、収益事業を行っているということに着目し一定額を徴収するという観点から、減免率を95%以内とされている。

当該財産上で収益事業を行っている場合の使用料の算定にあたっては、上限の率までは、当該財産に係る

直近3年間の平均利益から減免後使用料を差し引いた後、利益が存することとなるように5%刻みで決定することとされている。この5%という設定は、個々の法人の状況に応じた減免率が設定できるように基準を策定したものとされている。

この際、当該財産に係る利益の算定にあつては、当該財産上で行われた収益的な事業の収益を公益的な事業に充当した後の利益とされている。これは、公益的な事業の財源を得る目的で収益的な事業が行われることから、先に収益的な事業を行うこととなった目的である公益的な事業の財源に充当し、その上で、使用料の算定を行うものとされたところである。前提として、その事業が継続されることが県の施策の推進に直接的につながることから、公益的な事業の継続のため、法人内での財源を確保するという趣旨によるものとされている。

(4) 本件使用許可および本件使用料の減免の概要

ア 県の財産管理者(所管所属)

琵琶湖環境部長(琵琶湖環境部自然環境保全課)

イ 使用許可および使用料減免の概要

(ア) 財産の名称 瀬田川中之島地区重要景観地

(イ) 区分 土地

(ロ) 所在地 大津市唐橋町291番地

(ハ) 使用部分・使用数量 4,857.11㎡

(ニ) 使用目的および用途 滋賀県青年会館の敷地

(ホ) 使用許可日 令和2年3月17日

(ヘ) 使用期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

(ト) 減免しない場合の使用料相当額 11,234,495円/年

(チ) 当該財産に係る直近3年間の平均利益 △24,040,270円

(リ) 減免率 95%(減免後使用料相当額 561,724円)

(ル) 使用料額の算定

令和2年度 374,482円(激変緩和措置により減免後使用料額の2/3)

令和3年度 561,724円

(レ) 納入状況

第1回 62,417円 令和2年4月30日収納

第2回 62,413円 令和2年6月5日収納

第3回 62,413円 令和2年8月19日収納

第4回 62,413円 令和2年10月19日収納

第5回 62,413円 令和2年12月14日収納

第6回 62,413円 令和3年2月10日収納

ウ 使用許可を受ける者(減免対象者)の概要

(ア) 名称 一般財団法人滋賀県青年会館

(イ) 所在地 大津市唐橋町23番3号

(ロ) 設立目的 滋賀県下の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進をはかり、教育文化の振興に寄与すること

(ハ) 事業内容

a 滋賀県青年会館を維持運営すること

b 青年団および青少年団体の育成援助すること

c 青年教育に関する集会および宿泊の用に供すること

d 青年の修養および啓蒙等に関する出版物を刊行すること

e 県が指定管理者として委託する長浜ドーム宿泊研修館の運営

f その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(ニ) (一財)青年会館の事業と県の青少年施策との関わり

県は、滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンである「滋賀県基本構想」に基づく県の取組を着実にすすめるため策定した「滋賀県基本構想実施計画」で、子ども・若者を社会全体で応援すること等を主要政策に位置づけ、子ども・若者育成支援施策を推進するため平成27年3月に策定した「淡海子ども・若者プラン」において、子ども・若者の健やかな育ちを支えるため、青年の地域活動や社会貢献活動の普

及、若者が自立性や社会性を獲得する機会の提供、青少年活動指導者の育成といった若者の主体的な社会参画の促進を青少年施策として掲げている。令和2年3月に新たに策定した「淡海子ども・若者プラン」においては、青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実を重点的取組に位置付け、主体的な社会参画の促進のための新たな取組等を実施し、青少年施策の充実を図っているところである。

(一財)青年会館が、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成援助を行っており、県の青少年施策推進を補完する役割を担っていることについて、青少年施策を所管する健康医療福祉子ども・青少年局が確認し、使用許可および使用料の減免について、健康医療福祉部長が琵琶湖環境部長あて副申している。

エ 当該行政財産を使用して行われている事業

(ア) 事業内容

(一財)青年会館の事業として、ウ(イ)で記載した事業(eを除く。)が行われている。

うち、公益的な事業として、青年講座の開催、青年団活動の支援等事業および地域住民との交流事業や、滋賀県青年団体連合会(以下「県青連」という。)への助成が行われている。

収益事業として、青年教育に関する集会および宿泊の用に供することを目的に実施している簡易宿所の宿泊事業や貸室事業等が行われており、青少年関係の利用については、料金の割引制度を設け、一般に先駆けて利用受付を行っている。

(イ) 青少年の利用状況

滋賀県青年会館の平成29年度から令和元年度の3年間の総宿泊者数は19,091名、うち各種青少年団体の宿泊者数は10,774名であり、宿泊者の5割強は各種青少年団体の宿泊に利用されている。県内青少年団体の宿泊者数は3,008名であり、総宿泊者数に占める割合は約18%、各種青少年団体の宿泊者数に占める割合は約33%である。貸会場については、平成29年度から令和元年度の3年間で全使用数の約3割が、スポーツ少年団や中学、高等学校の部活動、大学のゼミやサークル活動、県青連の研修事業等、青少年団体の様々な活動のために使用されている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、滋賀県青年会館の総宿泊者は、令和元年度6,018人から令和2年12月末時点で1,168人に、青少年団体宿泊者数は、令和元年度3,428人から令和2年12月末時点で241人に、大幅に減少するなど影響を受けているものの、新型コロナウイルス感染症に罹患した保護者に係る児童の受入れ施設として場所を提供するなど、県の施策に協力しながら、活動を展開している。

(ウ) 県内の青年団活動の状況および(一財)青年会館による活動の支援

県内の青年団は令和2年4月現在で、7団体、約90名である。県青連が県内の青年団をまとめ、スプリングフォーラムや青年問題研究集会などの研修事業や青年リーダーを育成するための事業等を実施している。

(一財)青年会館は、県青連に対し、事務所の無償提供、会議や研修等の際の宿泊室の無償提供、運営費用の助成等を行い、青年団活動を支援している。

令和2年度は、青年団活動においても、宿泊を伴った活動が困難になるなど大きな制約を受けたが、県青連は広報誌の発行回数を増やすなど創意・工夫をしながら活動を展開していることを子ども・青少年局が確認している。

オ 行政財産使用状況実態調査について

当該財産の管理を所管する自然環境保全課および青少年施策を所管する子ども・青少年局は、当該財産の使用状況について、滋賀県公有財産事務規則に基づく実地調査を実施している。

本件使用許可の事前実施された調査の概要は次のとおりである。

(ア) 調査対象

使用許可物件(瀬田川中之島地区重要景観地)および(一財)青年会館

(イ) 調査日

令和2年1月22日

(ウ) 調査場所

現地(滋賀県青年会館)

(エ) 調査方針および確認事項

平成30年度および令和元年度の(一財)青年会館の事業実施状況、組織の運営状況を中心に確認し、併せて、許可物件が公有地、重要景観地にそぐわない利用がされていないか確認する。

(オ) 調査結果

許可基準および減免基準を満たしており、使用許可物件が適切に維持管理されていることが確認されている。

3 判断

監査の対象に係る請求人の主張について、次のとおり判断する。

行政財産の目的外使用許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については、法第225条が、法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする使用につき使用料を徴収することができる旨を定め、使用料を徴収するかどうか、その金額をどのように定めるかについて地方公共団体に一定の裁量を付与している。これを受けて、使用料条例は、使用料の額を定めるとともに、使用料の減免について「知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定しており、減免の対象、要件および額等については、知事に裁量権が認められていると解するのが相当である。

一般に、裁量権が認められている行為については、その行為に係る判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により全く事実の基礎を欠く、または事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、裁量権の逸脱または濫用があったものとして違法であるとするすることができるものと解されている(最高裁昭和53年10月4日判決)。

以上を踏まえて、本件使用料の減免について、その判断が全く事実の基礎を欠く、または社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に該当し、裁量権を逸脱または濫用するものであると認められるか否か、以下検討する。

使用料の減免については法に規定されておらず、具体的な規定は条例によることとなるが、使用料条例を含む県の条例や規則において、減免の対象、要件および額等に係る規定は設けられておらず、使用料を減免することができる「特別の事情」についても具体的には規定されていない。

請求人は、公益事業相当分の減額が適正と主張しているが、必ずしも公益性を有するものに限定するという明文の制約等はない。

使用料の減免に当たっては、使用料条例第6条に規定する「特別の事情があると認める」者に関する基準として減免基準が定められており、財産所管所属は減免基準に該当するかにより減免の判断を行っている。

本件使用料の減免に適用された減免基準の内容は、2(3)のとおりであるが、まず、この基準が合理性を欠いていないかについて、以下検討する。

本件で適用された減免対象者「公共的団体」については、法第157条にいう「公共的団体等」としてされており、非営利の組織であり公共的活動を行うことを目的とする団体であることが要件とされている。なお、基準は減免の必要性に着目して定められたものであり、対象者の性質として非営利性を求めるが、事業の内容としては収益事業に該当する場合もあり得るものとして設定されている。

本件で適用された減免の条件については、県の施策の推進に寄与するものについて減免できるとしたものである。

また、本件で適用された減免率については、収益事業をしていない場合には100%だが、収益事業を実施している場合には、全額減免ではなく、一定範囲で負担を負ってもらうという観点から、95%以内とし、個々の団体の状況に応じた減免率を設定できるようにしたものである。

この減免率の決定方法については、許可財産上での事業の直近3年間の平均利益を判断基準とし、収益事業による収益を公益的事業の財源とすることが社会通念上認められていることから、公益的事業と収益事業の利益を通算したものとされている。団体の事業の継続が県の施策の推進につながることから、使用料を差し引いた後に利益が存することとなるよう5%刻みで設定されている。

以上の基準の考え方をみるに、様々な行政目的を考慮した政策的な見地から設定されたものであり、本件使用料の減免に適用された基準の内容について、合理性を欠いている点があるとは認められない。

なお、請求人は、(一財)青年会館の公益事業相当分である10%の減額が適正と主張しているが、公益的事業を実施するために収益事業を実施することは社会通念上認められており、県として団体の事業の継続が望ましいという観点から減免の必要性を認める基準とすることには合理性があると認められる。請求人が主張するように、公益的事業と収益事業の割合によって減免する率を定めるということも一つの考えとしてあるとしても、そのことをもって本件使用料の減免に適用された減免基準の合理性が否定されるものではない。

県の内部規程である減免基準には法規範性はないものの、減免基準は、減免の判断が統一的かつ公正に行われ、

恣意的に行われまいよう制定されたものと思料され、基準に合理性を欠いている点があるとは認められないことから、本件使用料の減免が基準に適合しているか否かを判断し、適合している場合には原則減免の判断の妥当性が認められることとする。

よって、次に、本件使用料の減免が、減免基準に則って決定されているかどうか、以下検討する。

(1) 適用された減免対象者「公共的団体」

(一財)青年会館は、一般財団法人であり、株式会社のように対外的活動によって生じた利益を出資者等に配分しないことが定款で明記されていること、青年団体やその指導者の育成のための公共的活動と考えられる事業を行っていることから、公共的団体に該当するための要件を満たしていると認められる。

(2) 適用された減免の条件「県の施策を補完・代行する事務・事業の用に供する場合」

県は、2(4)ウ(ウ)で述べたとおり、子ども・若者育成支援施策を推進するため平成27年3月に策定した「淡海子ども・若者プラン」において、子ども・若者の健やかな育ちを支えるため、青少年の自立性や社会性を獲得する機会の提供や、青少年活動指導者を育成し、若者の主体的な地域活動や社会貢献活動を促進することを掲げ、その後令和2年3月に新たに策定した「淡海子ども・若者プラン」においては、青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実を重点的取組に位置付けている。

(一財)青年会館が、使用許可を受けた財産上において実施している事業は2(4)エのとおりであるが、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成援助を行っており、監査対象機関は、当該財産が、県の青少年施策を補完する事業の用に供されていると判断している。

なお、請求人は、(一財)青年会館はホテル、宿泊業を主に営業しており当該職員、スタッフとも県の施策、代行をするような青少年の育成等に関する業務、経歴、資格を有しておらず、また、シフト体制も取っておらず、単に滋賀県青年会館内の一部屋に県青連事務局を置いているだけであり、本来の県の施策の補完代行の事務・事業を実行しているのは県青連であると主張しているが、監査対象機関は、2(4)オで述べた実態調査等で、(一財)青年会館の組織体系や事業実施に係る技術的能力について確認しており、また、県青連への助成等を通じて青年団活動を支援していることを確認している。

さらに、請求人は、滋賀県青年会館を利用する青年団体の大半が県外青年で、しかも「拠点」というよりも営業活動の結果利用されているに過ぎないこと、また会館の一室を県青連の事務室に提供しているが、事務室を使用している県青連メンバーは少数であることから、県内青少年活動の拠点であるというのは過大であり、減免基準①ーイに該当しないことは明白であり、違法・不当な減額であると主張している。これについて、県内の青少年の利用状況等は2(4)エ(イ)のとおりであり、青少年団体の宿泊者数に占める県内青少年団体の宿泊者数は3割ほどであるが、監査対象機関は、県外の利用者とも交流の機会を設けながら、相乗効果で県内の青少年の育成に寄与していると判断しており、また、県青連メンバーは、各地域青年団の母体として、各地域の青年団活動をバックアップし、仲間や地域との関わりの中で、青年一人ひとりの成長をめざし、住みよいまちづくりを目指す活動をしており、県内青少年活動の拠点として十分に機能していると判断しているところである。

以上のことから、監査対象機関は当該財産が県の青少年施策を補完する事業の用に供されていると判断したものであり、この判断に特に不合理な点は認められない。

(3) 適用された減免する率「当該財産上で収益事業を実施している場合 95%以内」

2(4)イのとおり、減免しない場合の使用料相当額11,234,495円に対して当該財産に係る直近3年間の平均利益が赤字であることから、減免率は上限の95%となり、減免基準に基づき適正に算定されている。

以上、(1)から(3)のとおり、本件使用料の減免は減免基準に則って決定されていると認められる。

本件使用料の減免において減免基準を適用すべきでない特段の事情は認められず、以上のことから判断すると、本件使用料の減免について、その判断が全く事実の基礎を欠く、または社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められず、裁量権の逸脱、濫用または不合理な行使があったとは認められない。

第5 請求の措置に対する判断

請求人は、県が、知事に対し、本件使用料のうち令和2年度分の既に支払われた使用料と適正な使用料との差額分の損害賠償を請求すること、および、令和3年度分の使用料減額処分を取り消し、適正な使用料を徴収することを求めているが、第4 監査の結果で述べたとおり、本件使用料の減免の違法性または不当性は認められないため、請求に理由がないものとして、棄却する。